

## 姫路市個人向け次世代自動車導入促進補助金交付要綱

令和 4年 7月29日

### (目的)

第1条 この要綱は、次世代自動車を導入しようとする個人に対して、その資金の一部を補助することにより、個人が事業以外の用途に使用する次世代自動車の普及を促進し、もって温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車 電気自動車、燃料電池自動車及び電気バイクをいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって自動車検査証に燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (4) 電気バイク 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない二輪の原動機付自転車をいう。

### (補助対象者)

第3条 姫路市個人向け次世代自動車導入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する個人（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

- (1) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 本市の市税に滞納がある者
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度において、姫路市電気自動車導入促進事業補助金の交付決定を受けた者

### (補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、経済産業大臣が一般社団法人次世代自動車振興センターを執行団体として交付するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「国補助金」という。）の交付の対象となる銘柄のうち、電気自動車、燃料電池自動車及び原動機付自転車の区分に該当する次世代自動車を導入する事業とする。

2 前項に規定する次世代自動車は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定に該当するものでなければならない。

- (1) 電気自動車及び燃料電池自動車 次に掲げる全ての要件を満たすもの

ア 補助金の交付を受けようとする年度において、第7条第1項の規定による補助金の交付決定後に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録を初めて受けるもの（新古車、中古車及び中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。

イ 登録における使用の本拠の位置が補助対象者の住所であること。

ウ 登録における自家用又は事業用の別の項目が自家用であるもの

(2) 電気バイク 次に掲げる全ての要件を満たすもの

ア 補助金の交付を受けようとする年度において、第7条第1項の規定による補助金の交付決定後に、姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）第74条に規定する標識の交付を初めて受けるもの（新古車、中古車及び中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。

イ 登録における定置場が補助対象者の住所であること。

3 補助金の交付を受けることができる次世代自動車の台数は、1年度につき補助対象者1人1台までとする。

4 補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 電気自動車 国補助金の補助金額に4分の1を乗じて得た金額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、10万円を上限とする。

(2) 燃料電池自動車 1台につき50万円

(3) 電気バイク 国補助金の補助金額に2分の1を乗じて得た金額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、1台につき2万円を上限とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の概要書

(2) 補助対象者が市内に住所を有することを証する書類

(3) 補助対象者に市税の滞納がないことを証する書類

(4) 購入しようとする次世代自動車の仕様及び購入価格が分かる書類

(5) 誓約書（様式第2号）

(6) その他市長が必要と認めるもの

（申請の受付の終了）

第6条 前条の期間内であっても、申請のあった額の総額が予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

（決定及び通知書類）

第7条 市長は、第5条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査

し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第4号）によりそれぞれ通知する。

（変更等の承認）

第8条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の規定により提出した補助金交付申請書の内容を変更し、又は交付の申請を取り下げようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。この場合において、補助金交付決定金額は増額しないものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すときは、変更等承認通知書（様式第5号の2）により、その旨を通知する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、車両登録日の属する年度の末日までに事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の概要書
- (2) 電気自動車及び燃料電池自動車にあつては、自動車検査証記録事項の写し
- (3) 電気バイクにあつては、標識交付証明書の写し
- (4) 購入した次世代自動車の写真
- (5) 次世代自動車を購入したことが分かる書類
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であるか確認するものとする。

第10条 削除

（補助金の請求及び支払）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第10条の規定による実績報告後速やかに補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求がなされた場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助事業者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) その他この要綱に違反したと認められる場合

(補助金の返還)

第13条 市長は、第8条第2項及び前条の規定により補助金の交付を変更し、又は取り消した場合において、補助金が既に支払われているときは、当該変更による減

額部分又は取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(事業完了後の監査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助対象事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

(財産の処分の制限等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得する財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、国補助金に係る実施細則別表6に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること（以下「処分」という。）をしてはならない。

3 補助事業者は、処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合は、交付した補助金のうち処分の時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額として次の算式により計算される金額を返還させるとともに、処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金の額の範囲内で当該利益の全部又は一部を市に納付させるものとする。

$$D = A \times (B - C) \div B$$

Dは、返還させるべき金額

Aは、交付した補助金の額

Bは、財産処分制限期間の日数

Cは、次世代自動車を購入した日から処分した日までの日数

5 市長は、処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内で当該利益の全部又は一部を市に納付させることができる。

6 市長は、財産処分制限期間における処分が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、第4項の規定にかかわらず補助金の返還を求めないものとする。

(1) 天災又は補助事業者に過失のない事故等により取得財産が使用不能となり処分する場合

(2) 取得財産の処分後も引き続き補助金の交付の目的の達成のために利用されると認められる場合

(3) その他市長が特に認める場合

7 市長は、第3項の規定による処分を承認したときは、財産処分承認通知書（様式第10号）により、その旨を通知する。

（関係書類の保管）

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る関係書類を事業完了の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）によるほか、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第4条第4項の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式第1号、様式第3号及び様式第6号により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式第1号、様式第3号及び様式第6号によるものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第2条から第4条まで及び第9条並びに様式第1号から様式第6号まで及び様式第8号から様式第10号までの規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。